

入院基本料に関する事項

1. 当院は厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
2. 当院は関東信越厚生局長に「療養病棟入院基本料 1」を届け出ており、該当病棟では
1 日に 30 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。
なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・朝 9 時～夕方 17 時：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 7 人以内
 - ・夕方 17 時～朝 9 時 看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 26 人以内
3. 当院は関東信越厚生局長に「回復期リハビリテーション病棟入院料 1」を届け出ており、
該当病棟では 1 日に 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置しています。
なお時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・朝 9 時～夕方 17 時：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 6 人以内
 - ・夕方 17 時～朝 9 時：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 12 人以内